

令和 2 年度

山陽小野田市保健事業計画

山陽小野田市健康増進課
(令和2年4月)

1 母子保健事業

(1) 母子健康手帳交付

母子保健法に基づき、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など妊娠出産及び育児のために必要な事項を記載し、妊娠中や産後の母親の健康を守り、また子どもの健康と健全な発育を守るために交付する。

【対象】

妊娠届を提出した市内の妊婦

【内容】

子育て世代包括支援センター・ココシエと保健センターの2か所で交付する。妊娠届を受理する際保健師が面接し、妊産婦健康診査・マタニティスクール等母子保健事業の説明、担当母子保健推進員の紹介及び保健師・母子保健推進員の家庭訪問の承諾確認を行い、必要に応じて保健指導を行う。

(2) 健康相談

①すくすく相談・随時育児相談

育児不安やストレスなどから起こる様々な問題を共に解決するため、乳幼児の健康保持増進に必要な知識を保護者等に提供し、相談にあたる。

【対象】

乳幼児とその保護者等

【日時・場所】

(すくすく相談)

保健センター：第1木曜日 9時30分～11時15分

スマイルキッズ：第4木曜日 9時30分～11時15分

(随時相談)

保健センター、スマイルキッズの開所している時間帯

【内容】

育児相談、栄養相談、身体計測

②就学時健康診査時の健康相談

次年度小学校に入学する児童の健康診査に合わせて、予防接種状況の確認及び接種勧奨を行い、重症化と流行拡大を防ぐとともに健康全般に対する保護者等の不安解消を図る。

【対象】

次年度入学予定児童の保護者等

【日時・場所】

各小学校

学校教育課が定めた月日

③ 年中児発達相談会

年中児（5歳児）を対象とした発達相談会を行い、健やかな成長発育の確認と集団生活が苦手な児の早期支援を行うことで、円滑な就学へつなげ、また、それぞれの発達特性をふまえた助言やフォローを個別に行うことにより、保護者の育児不安を軽減することを目的とする。

【対象】

市内年中児で相談会を受けることが必要であり、かつ希望する児とその保護者。

【日時・場所】

11月 ・ 保健センター

【内容】

保護者及び保育園・幼稚園に健康調査票を依頼し、発達等で気になる児に対しては園訪問を実施。その後、発達相談会にて心理相談及び就学相談を実施。

（3）健康教育

① 育児学級

乳児の健康の保持増進のため、予防接種を含めた疾病及び事故予防、育児等について正しい知識の普及を行う。

【対象】

市内の生後3～6か月の乳児の保護者等

【日時】

1回目 毎月第3金曜日 午後1時30分から3時30分まで

2回目 毎月第3金曜日 午前9時30分から11時30分まで

【場所】

スマイルキッズ、厚狭地区複合施設

【内容】

2回1コース（年6回）

（1回目）

小児科医師講話「子どもの病気とその予防～予防接種を中心に～

座談会、育児を通しての仲間づくり、歯科指導実技、個別相談、身体計測

（2回目）

保健師講話「育児のポイント」、栄養士講話「離乳食について」

司書講話「絵本の読み聞かせのポイント」、調理実習、試食、身体計測、個別指導

② 幼児食にむけてのステップアップ教室

保護者が離乳食完了時期の不安や悩みを解消し、食生活や歯予防等に関する正しい知識の普及を行う。

【対象】

市内の1歳前後の乳幼児と保護者等

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

1回1コース（年4回） 午前10時から11時30分まで
栄養士講話「幼児食のポイント」
保健師講話「虫歯予防と生活リズムについて」

③ **発育・発達事業（療育教室）新規**

幼児健診において経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者等に対して、早期療育並びに相談・指導を行う。

【場所】

保健センター

【内容】

毎月2回
親子遊びの体験と児童指導員による観察、指導及び個別指導

（4）健康診査

① **妊産婦健康診査**

母子保健法に基づき、母体の健康状態、胎児の発育の状態等医療及び保健の面から援助の必要な妊産婦を早期に発見し、妊産婦の健康管理及び保健指導を行う。

【対象】

市内の妊産婦

【場所】

産科医療機関

【内容】

妊婦健康診査（14回） 産婦健康診査（2回）の健診費用を一部助成する。
診察項目については厚生労働省が示している標準的なもので実施。

② **妊産婦健康診査（歯科健診）新規**

妊娠中の歯周病により早産や低体重児出生のリスクが高まることが報告されていることから、歯科健診を行うことで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ、安心して妊娠・出産できるように支援する。

【対象】

市内の妊婦（妊娠中期ごろが望ましい）

【場所】

歯科医師会に加入している市内の歯科医院

【内容】

口腔内診査、健診結果判定、妊婦への指導

③ **乳幼児健康診査**

成長の著しい乳幼児期に健康状態を確認し、早期に疾病、障害を発見し、適切

な指導を行う。また、保護者等に対し育児全般に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図る。

【対象】

1 か月、3 か月、7 か月の乳児と1 歳6 か月、3 歳6 か月の幼児

【場所】

乳児：医療機関（個別） 幼児：保健センター、スマイルキッズ（集団）

【内容】

・乳児一般健康診査

出生届を受理する際に、1 か月・3 か月及び7 か月の乳児健康診査票を交付。医療機関受診の結果、精密健康診査が必要と判定された児には、精密健康診査受診票を交付する。

また、有所見児に対しては、必要に応じ保健師が連絡をとり、訪問、育児学級、すすく相談等で経過を観察、助言、指導を行う。

・幼児健康診査（1 歳6 か月児・3 歳6 か月児）

対象児の保護者宛に郵送された問診票の必要事項を自宅で記入の上、該当月に受診。総合判定結果により、精密健康診査が必要と判定された児に、精密健康診査受診票を交付する。また、保健師の訪問指導やげんきっこクラブ、発達クリニック、療育相談会等の専門療育機関を紹介する。

幼児健診未受診者の対策として、保育園や幼稚園と連携し受診を促すとともに安否確認を実施する。

（５） 地区組織活動

① 母子保健推進員活動事業

母子保健施策を推進するために、各地域に母子保健推進員を配置し、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することで、母子保健の向上を図る。

【対象】

母子保健推進員

【内容】

市長の委嘱を受けて、妊産婦、乳幼児等を訪問し、母性及び乳幼児の保健に関する問題点の把握と各種の申請を行っていない人や、母子保健事業の対象者が必要な施策を受けることができるようにするための活動を行う。

② 出生対策地域実践活動

「安心して生み、健やかに育つ環境づくり」を目指し、地域活動の実践により、子育てに対する地域ぐるみの支援体制の確立及び地域住民の子育て意識の高揚を図る。

【対象】

市内の未就園児とその保護者

【場所】

児童館、公民館、市民体育館

【内容】

七夕、クリスマス、ミニ運動会

③ 母子保健推進員の育成・支援

研修会を実施することにより、母子保健推進員の資質向上を図る。

【対象】

母子保健推進員

【内容】

年4回 研修会の開催

(6) 訪問指導

妊産婦・乳幼児の健康診査の結果、保健指導を受けることが必要な人及び育児上必要があると認めるときは、母子保健法第11条及び第17条に規定する訪問指導を行う。

【対象】

(妊産婦)

- ・ハイリスク妊婦、特定妊婦
- ・妊産婦健康診査の結果、支援が必要な妊産婦
- ・関係機関から依頼があった妊産婦

(新生児)

- ・第1子及び低出生体重児
- ・関係機関から依頼があった児

(乳児)

- ・全戸訪問対象児（母子保健推進員が面接できていない児）
- ・乳児健康診査の結果、支援が必要な児
- ・乳児健康診査未受診児
- ・養育支援（虐待等）が必要な児と保護者
- ・関係機関から依頼があった児

(幼児)

- ・幼児健康診査の結果、支援が必要である児
- ・幼児健康診査未受診児
- ・養育支援（虐待等）が必要な児と保護者
- ・関係機関から依頼があった児

【内容】

関係機関や医療機関と連携しながら保健師等が家庭訪問を実施し、母性又は乳幼児の健康の保持増進及び育児支援を行う。

(7) 不妊治療費助成制度

次世代育成支援の一環として、不妊に悩む方々の不妊治療への経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを生ま育てやすい環境づくりを推進する。

【対象】

市内の不妊治療を受けている戸籍上の夫婦（夫婦の所得合計制限あり）

【内容】

健康増進課にて不妊治療費助成の申請を受け付けるとともに、相談窓口の紹介等を行う。

・一般不妊治療費助成制度

医療保険適用の不妊治療費に対し1年度当たり3万円以内
通算5年（3年目以降については医師が必要と認めたもの）

・特定不妊治療費助成制度（申請事務のみ）

医療保険適用外の治療費に対し1回の治療につき15万円（※治療法により7万5千円）まで助成する。初回に限り30万円まで助成する。

採精手術（医療保険適用外）を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成する。（※治療法による）

初めて助成を受ける際の治療開始年齢が

40歳未満なら43歳になるまで通算6回まで

40歳以上から43歳未満なら43歳になるまで通算3回まで

・人工授精費助成制度（申請事務のみ）

医療保険適用外の人工授精費用に対し、1年度当たり3万円以内
通算5年（3年目以降については医師が必要と認めたもの）

(8) 産後ケア事業

退院直後の母子に対し、心身のケア及び育児のサポート等を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制の整備を図る。

【場所】

医療機関及び自宅

【対象者】

原則としておおむね産後4か月未満の産婦及びその子のうち、家族等から十分な家事及び育児などの援助を受けられない者

【内容】

ショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日中一時滞在型）、訪問型

- ・産婦の母体管理及び生活面の指導
- ・授乳（乳房ケアを含む。）、沐浴等の育児指導
- ・心のケア
- ・その他必要な保健指導

(9) 産前産後サポート事業（マタニティひろば）**変更**

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により、妊産婦の健康管理の向上を図る。

【対象】

原則市内に在住する妊婦とその家族

【場所】

スマイルキッズ、厚狭公民館

【内容】

1回3コース（年4回）

1回目 これぞ安心♪赤ちゃんのお世話をチャレンジ！

- ・お産の経過とリラックス法・サポートの仕方
- ・沐浴実習、育児体験、妊婦体験

2回目 おいしい！簡単！楽しい！クッキング！

- ・妊娠中に心がけたい食事のポイント・調理実習
- ・歯っぴーパパママになろう！
- ・母子保健サービスについて情報提供

3回目 スマイル♪マタニティライフ

- ・妊娠中の過ごし方とお産の準備について
- ・交流会（子育てコンシェルジュ、母子保健推進員、先輩ママ他）

(10) 子育て世代包括支援センター・ココシエ

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するために、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランを作成することを目的に設置する。

【場所】

スマイルキッズ内

【内容】

- ・妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。
- ・妊娠・出産・育児に関する各種相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- ・支援プランを作成すること
- ・保健・医療又は福祉の関係機関との連携調整を行うこと

2 成人保健事業

(1) 健康手帳交付

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を健康手帳に記載し、自らの健康管理と適切な医療に資する。

【対象】

40歳以上の市民

【内容】

健康教育・健康診査・健康相談・訪問指導などの機会をとらえて市ホームページからダウンロードできることを周知する。

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

① 定例健康相談

【日時・場所】

厚狭地区複合施設 : 毎月第2火曜日 9時30分～11時30分

【内容】

血圧測定、体脂肪率測定、尿検査、みそ汁塩分濃度測定、健診結果説明及び保健指導・栄養指導、心の相談（ひきこもり、アルコール依存等） 他

② その他の健康相談

健康教室や自治会、女性会、老人会、医師会ミニ講座等地域の健康教育や患者家族会に併せて生活習慣病予防・認知症予防・心の健康等健康づくり全般について実施。

③ 随時健康相談、電話、来所による相談

(3) 健康教育

生活習慣病の予防及び健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資する。

① 糖尿病予防教室

糖尿病予備群の者が自らの生活習慣を振り返り、糖尿病予防のための生活習慣を身につけ、日常生活において継続することにより、糖尿病の発症を予防する。

【対象】

40～74歳までの糖尿病予防に関心のある市民

【内容】

4回1コース（年1回）

医師講演 「糖尿病の病態について」

講 話 「効果的な運動・身体活動」「血糖値を改善する食事」

調理実習、運動実習 他

② 医師の講演会

専門医による講演会を開催することで市民が健康に関する知識を習得し、健康の保持増進を図る。

【対象】

市民

【内容】

年1回 健康推進員養成講座の第1回目に合わせて実施。

テーマ：生活習慣病予防について

③ 健康体操

市民が自主的に集まり楽しく運動を行うために、運動の場を提供することにより運動習慣を身につけ生活習慣の改善につなげる。

【対象】

市民

【内容】

SOSおきよう体操、はつらつ山口健康体操、ストレッチ体操他、9か所の自主グループへ運営支援を年3回程度行う。

(4) 地区組織活動

① 健康推進員養成講座

生涯にわたる健康づくりを推進するため、栄養・運動・休養など生活習慣の改善を行うことで自分の健康問題を解決し、自分のみならず、家族から地域へと健康の輪を広げ、健康推進員として健康づくりを通して「元気な地域づくり」に寄与できる人を養成する。

【対象】

市民

【内容】

7回1コース（年1回）とし、健康づくりに関する講話、運動実技、医師の講演会など。

② 健康推進員の育成・支援

健康づくりのリーダーとして普及啓発に努め、地域住民の健康保持増進を積極的に推進していけるよう、健康推進員の資質向上を行う。

【対象】

健康推進員

【内容】

ウォーキング、健康体操、グループワーク、勉強会等の研修会。

③ 健康推進員交流会

健康推進員自身の健康づくりに役立てるとともに、他校区の健康推進員との交流を図るなど、仲間と楽しく健康づくりを行う機会を設ける。

【対象】

健康推進員

【内容】

ウォーキング・体操、食事、休養などの健康づくり活動の振り返りと健康推進員同士の交流。

(5) 健康マイレージ・健幸アプリ

健康寿命の延伸を目指して、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、行政・医療保険者・企業等が連携し、社会全体で継続して健康づくりを推進する環境の整備を図る。

【対象】

小学生以上の市民（在勤・在学を含む）

【内容】

県が実施する「やまぐち健康マイレージ事業」実施要綱に基づき実施する。

検診受診等健康づくりに取り組み、ポイントを貯めて、特典カードを受け取り、協力店で特典が利用できるなど、健康づくりを応援する取り組みを行う。県と連携して協力店の拡大にも努める。また、県が実施している健幸アプリも同時に周知・推進していく。

(6) 健康診査

がん、心臓病、脳血管疾患等生活習慣病対策の一環として、これらの疾患の早期発見をする。また診査の結果、必要に応じ、栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、壮年期からの疾病予防と重症化予防をする。

① 健康診査

【対象】

医療保険者が行う健康診査を受ける機会のない人。

【実施期間】

6月1日から翌年1月31日までの8か月間

【内容】

問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査 等

② 訪問健康診査

医療保険者が行う健康診査を受ける事の出来ない在宅の寝たきり又はこれに準ず

る人及び介護者に対し、必要に応じ医師及び看護師の訪問による健康診査を行う。

③ がん検診

【対象】

- ・胃がん検診 市内の50歳以上、前年度検診を受けていない人
- ・大腸がん検診 市内の40歳以上の人
- ・肺がん検診 市内の40歳以上の人
- ・子宮頸がん検診 市内の20歳以上、前年度検診を受けていない女性
- ・乳がん検診 市内の40歳以上、前年度検診を受けていない女性
- ・前立腺がん検診 市内の50歳～70歳の男性

【日時・場所】

個別検診：6月22日から翌年1月31日までの8か月間、医療機関で実施。

集団検診：各種がん検診を特定健康診査等と同時に受けられるよう、保健センター、公民館などの会場で実施。

地区巡回検診：肺がん・結核検診を市内の公民館、自治会館、スーパー等の駐車場など約70か所で実施。

【内容】

- ・胃がん検診 問診、胃部X線撮影又は胃内視鏡検査
- ・大腸がん検診 問診、便潜血反応検査
- ・肺がん検診 問診、胸部X線検査、必要時喀痰検査
- ・子宮がん検診 問診、視診、内診、細胞診、必要時子宮体がん検診、コルポスコープ診、エコー検査
- ・乳がん検診 問診、乳房X線検査
- ・前立腺がん検診 問診、血液PSA検査

④ 若者健康診査 **新規**

他の制度（職場健診等）で受診する機会のない人を対象に、肥満、高血圧、脂質異常、貧血等の健康診査を実施し、若い時期から、生活習慣病予防に対する自己管理を啓発するとともに病気の早期発見及び重症化予防に努める。

【対象】

18歳から39歳の市民

【日時・場所】

③がん検診 に同じ

【内容】

問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・医師診察・骨量測定（女性の希望者のみ）

⑤ 女性のがん検診普及啓発 **拡充**

9月のがん征圧月間、10月のピンクリボン月間に合わせて女性のがん（子宮・乳）の正しい知識を広め、検診の早期受診を勧める。

【対象】

市民 「お試し乳がん検診」は市内の38歳女性（先着30名）

【内容】

ピンクリボン月間中、本庁の玄関や市内のショッピングモール等での啓発活動や、38歳女性を対象に「お試し乳がん検診」を実施する。女性限定託児付の集団がん検診（若者健康診査（女性のみ）含む）を実施する。

⑥ 協会けんぽとの包括連携協定を活かしたがん検診受診率向上への取組

協会けんぽと包括連携協定を結ぶことで、協会けんぽ被扶養者に対して市が実施するがん検診について周知を図り、受けやすい体制を整備し受診率の向上を目指す。

（7）訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる場合に、本人及びその家族などに対し保健師などが家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。

【対象】

健康診査で要指導となった人や、がん検診で事後フォローの必要な人、市国保加入者、関係機関からの依頼など訪問指導が効果的と認められる人

【内容】

関係機関や医療機関と連携しながら、食生活を含む生活全般の生活指導や健康相談を行い、生活習慣の改善などに向けた助言を行う。

（8）自殺対策強化事業

① こころのサポーター養成講座

うつ病や自殺に関する基礎知識、相手の心身の不調への気づき、相談機関へつなぐ技術等を有するサポーターを養成し、こころの健康を見守る地域づくりを推進する。

【対象】

市民、職域、市役所職員等

【内容】

2回1コースで、講義、グループワーク等を行う

2回目は公開講座として、広く参加可能とする。

② 児童生徒の不登校ケース等に関する教育委員会・学校との連携強化

③ 正しい知識の普及啓発及び相談窓口等の周知

- ・小中学校での子ども市民教育推進事業への協力・実施
- ・地域、職域等での出前講座の実施
- ・広報、ラジオ、ホームページ等での相談窓口等の周知

(9) ひきこもり支援 拡充

ひきこもり状態にある者（半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との親密な関係がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）や家族が地域の中で相談できるよう支援する。

【対象】

ひきこもり状態にある者やその家族等

【内容】

相談支援窓口を「NPO法人ふらっとコミュニティひだまり」に委託し、相談体制を充実させるとともに相談窓口の周知を行う。

(10) 地域職域連携事業

地域と職域が連携を取り、健康づくりに向けて、共に取り組めることを検討するために健康づくり地域職域連絡協議会を開催し、また職域出前講座を行うことで就業者の健康の保持増進を図る。

【対象】

市内の就業者

【内容】

職域出前講座、健康づくり地域職域連絡協議会の開催

(11) 特定保健指導

生活習慣病の予備群が、生活習慣病に移行しないよう健診結果を理解して自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善し自己管理ができるよう支援する。

【内容】

特定健診の結果を踏まえ、特定保健指導該当者に対して生活習慣の改善に関する保健指導を実施するとともに、必要な人には受診勧奨、重症化予防のための指導等を実施する。

3 健康づくり事業

(1) 健康増進計画推進事業

第2次山陽小野田市健康増進計画に基づき、健康増進計画推進委員会、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会等と関係機関と協働しながら計画を推進する。

① ソーシャル・キャピタルの醸成に向けた取組

SOSかたつむりで行こう会（山陽小野田市健康増進計画推進委員会）が行う事業の支援及び計画の推進のための事業を実施。

② 第11回SOS健康フェスタ

さまざまなイベントを通じて健康に関心を持ってもらう啓発事業。

【日時】

令和2年11月15日(日)

【場所】

厚狭地区複合施設

【内容】

健康づくりに関連した出展ブース
コンクール（絵画・書道・川柳・標語）等
※詳細は今後検討

(2) 健康で長生きのまちづくりフォーラムの開催

市民等が健康づくりに興味を持ち、主体的に健康づくりを考えるきっかけづくりにするとともに、健康ご長寿社会の実現に向けた諸施策の推進につなぐ。

【日時】

令和2年7月（予定）

【内容】

関係機関及び山口東京理科大学との連携を図り、フォーラムを開催

(3) スマイルエイジングプロジェクトの設置

健康ご長寿社会の実現に向けて、健康に関係が深い専門職能の関係団体等とのネットワークの構築及び連携強化を行い、健康のまちづくりをすすめていく。

【内容】

専門職能団体等より構成するプロジェクトチームで、健康づくりを推進するための取組の企画や周知等について協議を行い実施する。

(4) スマイルエイジング健康講座シリーズ (出前講座)

① 市の出前講座

市民生活課が実施している出前講座の中の健康に関する講座を「スマイルエイジング健康講座」としてまとめ、周知するとともにシリーズの題目を増やしスマイルエイジングを推進する。

【対象】

市民及び企業

【日時・場所】

希望の日時に各場所に出向き出前講座を実施。

【内容】

乳幼児：乳幼児期からの食育のすすめ、むし歯予防、感染症予防、事故予防熱中症予防等

小中学生：虫歯予防、がん予防、タバコ・お酒、食べ物や栄養について学ぼう、楽しく体を動かそう、こころの健康等

成人：がん予防、糖尿病予防、こころの健康、タバコ・お酒、運動について熱中症予防、食から始める健康づくり等

② 保健医療専門職が行う外部講師講座

地域貢献等で自分の知識を活かしたいと考えている市役所以外の医療・保健等専門職を外部講師として登録し、シリーズ化するとともに市民や企業に提供する。

【対象】

外部講師登録：市内に在住・在勤の保健医療等専門職

講座の受講：市民及び企業

【日時・場所】

希望の日時に各場所に出向き出前講座を実施。ただし、外部講師の都合による

【内容】

運動：糖尿病と運動、肩の機能と肩こり、ウォーキング、姿勢改善他

睡眠時無呼吸症候群、がん予防、生活習慣病予防、サプリメント、薬物乱用防止、体内時計と健康他

(5) スマイルエイジング強化月間制定事業 **新規**

スマイルエイジングを推進するにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、重点的に様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。市民が健康への関心を持つ機会を提供することで、健康について考え健康づくりに取り組めることを目的に実施する。

(6) スマイルエイジングウォーキング推進事業 **新規**

スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化した事業を展開する。

【内容】

- ・ウォーキングに関するホームページの充実
- ・ウォーキング講座の開催
- ・ウォーキングマップの作成（集約）と見せる化

（７）スマイルエイジング市民啓発用パンフレット作成事業 新規

スマイルエイジングを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に市民啓発用パンフレットを作成し、健康に無関心な市民に対してもスマイルエイジングの浸透を図る。

（８）こども市民教育推進事業への協力

将来を担うこどもに社会責任や、法の遵守、地域やより広い社会との関わりなどを教え、こども達が積極的に社会に参加し、責任と良識のある市民となることを目的として、学校教育課が実施している事業に対し健康づくりの側面から協力する。

【内容】

- ・命のぬくもり
- ・食育
- ・虫歯予防
- ・禁煙
- ・がん予防
- ・適正飲酒
- ・SOSの出し方（自殺対策）

（９）たばこ対策事業

禁煙指導及び受動喫煙対策を行うことにより、市民の生活習慣病の発症を予防し、健康の保持増進を図ることを目的とする。

【対象】

市民及び企業等

【内容】

- ・公共の場や職場における受動喫煙防止対策
受動喫煙対策に関する調査を実施
- ・未成年の喫煙防止対策
教育委員会と連携し、小・中学生を対象とした健康教育の充実
高校生を対象とした健康教育の実施
- ・禁煙支援
禁煙希望者に対して健康相談などの機会を通じて医療機関(禁煙外来)、薬局等を紹介するなど対象者に応じた効果的な支援の実施
- ・たばこ対策推進のための環境づくり
喫煙と健康に関する正しい知識の普及啓発
(市広報、市ホームページの活用、出前講座、世界禁煙デーに伴いイベントの開催、関係機関との連携)

4 食育事業

(1) 食育推進計画の推進

第2次山陽小野田市食育推進計画に基づき、食をめぐる様々な課題を解決すべく、個々の生活環境、身体状況等に即した「食」を中心とした具体的な指導を行い食育を総合的かつ計画的に進める。

【内容】

市民や各団体等のライフステージや食課題に応じた食生活改善に関する講座を実施。

また、食生活改善推進協議会等の協力を得て、調理実習を含めた生活習慣病予防のための健康教室等を実施する。

① ねたろう食育博士養成講座

地域住民が生涯を通じた健康づくりを実践するために、食に関する正しい知識を学ぶことで健全な食生活を実践し、食育の大切さをPRできる人材を養成する。

【対象】

小学生以上の市民（在勤・在学含む）

【内容】

体験型の食育講座の開催(年4回)

食事のバランス、朝食の大切さ、減塩について、食品成分表示の見方、歯の健康、市民健康体操、野菜づくり、地産地消、生産者との交流
食事のマナー、調理実習、食エコなど

②ねたろう食育博士育成・支援

地域住民が生涯を通じた健康づくりを実践するために、食に関する正しい知識を学ぶことで健全な食生活を実践し、食育の大切さをPRできるよう支援する。

【対象】

ねたろう食育博士認定者

【内容】

ねたろう食育博士が実施する野菜摂取、朝食の大切さ等の食育に関する啓発、料理講習会、試食会などの活動支援

③もぐもぐはかせ教室（キッズキッチン）

未就園児の食課題に応じて、その保護者が、食に対する不安や課題を解決することで正しい食生活を身につけること。また、未就園児が食に関心をもつことを目的とする。

【対象】

1歳半～3歳児とその保護者

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

野菜摂取、おやつ役割、味付けと味覚のいずれかをテーマとした講話、簡単な試食など（年6回）

④ミニしょくいくはかせ教室（キッズキッチン）

幼少期の頃から食体験を増やし、食の知識や料理技術の習得、食事のマナーなどを総合的に学び、食に関心をもつこと。また、その保護者が家庭での食育を実践することを目的とする。

【対象】

3歳半～就学前 ※保護者は見学のみ

【場所】

スマイルキッズ

【内容】

食品衛生、食事のマナー、五感の形成などをテーマとした調理体験、講話、簡単な試食など（年18回）

⑤ねたろう食育ネットワーク活動支援

第2次山陽小野田市食育推進計画の推進に当たり、市内幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を図り総合的かつ計画的に推進できるよう支援する。

【対象】

市内幼稚園、保育園、小学校、中学校の食育担当者

【内容】

ねたろう食育ネットワークが開催する食育ネットワークだよりの発行、朝食に関する実態調査、朝食レシピ募集、食育に関する啓発などの活動支援。

⑥随時電話、来所による個別栄養相談

食生活に関する様々な問題を共に解決するため、対象者の健康保持増進に必要な情報を対象者やその家族に提供し、相談にあたる。

【対象】

市民

⑦野菜摂取及び減塩プロジェクト

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの疾病を予防するため、野菜摂取増加や減塩を心がける市民を増やす。

【内容】

・啓発の強化

広報「食育くらぶ」の掲載、FMサンサンきららの活用、食育ポスター展示、ホームページ食育コーナーへの掲載、啓発チラシの作成、食育に関するツールの作成、推進（食育ランチョンマット、食育カレンダー、食育レシピ集）、塩分濃度計の貸し出し

・食育ネットワーク体制の充実

(2) 地区組織活動

① 食生活改善地区組織活動

地区住民の健康づくりを担い、特に食を切り口としたボランティアとして、実践活動の推進のため食生活改善推進協議会を組織する。

【内容】

市の保健事業への協力のほか、公民館や児童館と連携をとりながら、幅広い年齢層を対象に、料理教室の開催、対話訪問、検診の受診勧奨、地域の実情にあった食生活に関する情報提供など地域に根付いた活動を行う。

※ねんりんカフェ

※生活習慣病予防のためのスキルアップ事業（職域・大学生等）

② 食生活改善推進員養成講座

生涯にわたる健康づくりを推進するため、食生活を中心とした健康づくりに関する総合的な知識と技術を習得し、地域住民の健康の保持増進に寄与する食生活改善推進員を養成する

【対象】

講座修了後は食生活改善推進員として地域活動の可能な市民

【内容】

6回1コース（年1回）とし、食育に関する講話、献立作成、調理実習、運動実技など。

③ 食生活改善推進員の育成・支援

研修会等を実施することにより、地区住民の健康の保持増進に寄与する食生活改善推進員の資質の向上を図る。

【内容】

研修会の開催等（合同研修会 年3回、支部研修会 2支部×5回）

朝食摂取、野菜摂取、減塩対策等の生活習慣病予防、食育、高齢者の栄養、健康体操、活動発表、調理実習、試食、運動実技など

5 感染症予防事業

(1) 結核検診

結核の発症を早期に発見し、他者への感染を未然に防ぐ目的で実施。

【対象】

65歳以上の市民

【日時・場所】

個別検診：6月22日から翌年1月31日までの8か月間、医療機関で実施。

集団検診：各種がん検診を特定健康診査等と同時に受けられるよう、保健センター、公民館などの会場で実施。

地区巡回検診：肺がん・結核検診を市内の公民館、自治会館、スーパー等の駐車場など約70か所で実施。

【内容】

問診、胸部X線検査

(2) 予防接種

予防接種法に基づき実施する。

① A類疾病の定期予防接種 **拡充**

【対象】 予防接種法に基づく対象年齢

【種類】 BCG、破傷風、百日せき、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、水痘、B型肝炎、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、風しん第5期、ロタウイルス（令和2年10月から）

【場所】 医療機関

② B類疾病定期予防接種

【対象】

（インフルエンザ）

- ・ 65歳以上の市民
- ・ 60歳以上65歳未満の市民であって、心臓、腎臓、又は、呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極端に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

（成人用肺炎球菌ワクチン）

- ・ 令和2年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる市民（経過措置が平成31年度～令和5年度まで延長）
- ・ 60歳以上65歳未満の市民であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極端に制限される程度の障害を有する者

及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

※いずれも、今までに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがない人

【種類】

インフルエンザ、成人用肺炎球菌

【場所】

医療機関等

6 地域医療対策事業

(1) 一次救急医療

① 急患診療所事業

医療機関の開いていない時間帯の内、平日夜間の内科と休日の小児科の診療所を開設することにより、一次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

科	診療時間	開設日
内科 (中学生以上)	19:00～22:30	月曜日～金曜日(祝日を除く) 年末年始は休診
小児科	9:00～12:00 13:00～17:00	日曜日・祝日 12月31日、1月1日、1月2日、1月3日

【場所】

山陽小野田市急患診療所

② 休日応急医

医療機関の開いていない休日に、一次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

休日(9:00～12:00、13:00～17:00)に内科系と外科系の医療機関を1箇所ずつ、山陽小野田医師会の協力により開設する。

【場所】

各当番の医療機関

(2) 二次救急医療

① 輪番病院

医療機関の開いていない時間帯の二次救急医療の受け皿を確保する。

【内容】

広域医療圏内(宇部・山陽小野田・美祢地域)にある9つの総合病院において、1日1病院の当番制で二次救急医療を実施する。

② サポート病院

輪番病院が手術中等で対応ができない場合に、代わりに二次救急医療の受け皿となる。

【内容】

上記の9つの病院に3病院を加えた12病院で、1日2病院のサポート病院体制をとる。

③ 救急安心センター事業(＃7119)

県民が病気やけがをした際に共通の短縮ダイヤル(＃7119)に電話を掛ける

ことにより、医療相談や受診可能な医療機関等の案内を受けることができる相談窓口を山口県が設置している。

【内容】

24時間体制で相談員（看護師）が2回線に対応し、専門的判断が必要なときは医師が相談員に助言を行う。

（3） その他

- ・ 地域医療対策連絡会議を年1回開催
- ・ 市内の看護師確保のため、厚狭准看護学院への財政支援
- ・ 市内の公共施設へAEDを設置し、市ホームページにAED設置マップを掲載
- ・ やまぐち医療情報ネットワークシステム運営負担事業
- ・ 地域医療連携情報ネットワーク（さんさんネット）運営負担事業
- ・ 公的病院支援事業（小野田赤十字病院）
- ・ 産科医等確保支援事業